

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第八十号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改

正する条例の一部を改正する条例

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「相当する額」の下に「から、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の一を乗じて得た額（その額が五千円を超える場合）は、五千円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の二を乗じて得た額（その額が一万円を超える場合）は、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の三を乗じて得た額（その額が一万五千円を超える場合）は、一万五千円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。